

ICD 新規申請手続きについて

申請の受付期間は例年8月1日～10月31日(必着)となります。

※10月31日消印有効ではありませんので、ご注意ください。

日本性感染症学会(以下、本学会)では、ICD(Infection Control Doctor 以下 ICD)制度の趣旨に賛同し、年次大会の開催時に、ICD講習会を併催するなどして、ICDの取得・更新を推奨しています。

ICDの概要や申請方法は、ICD制度協議会のホームページ(<http://www.icdjc.jp/>)よりご確認ください。

ICDの取得申請は、申請者がICD制度協議会の事務局へ申請書類を提出するのではなく、同協議会に加盟している本学会の事務局へ提出いただきます。

本学会の事務局へご提出いただいた申請書類の内容がICDに相応しいと判断した場合、ICD認定申請書-4(所属学会の推薦状)に、本学会理事長の署名・押印し、他の申請書類と合わせて、ICD制度協議会の事務局へ提出します。

手順1【申請者】

申請書類一式を本学会事務局へ8月1日～10月31日(必着)の期間内に提出。

※10月31日消印有効ではありません。

ICD制度協議会のHP内に掲載されている申請内容について、以下URL先の内容を十分に理解し、申請書類に不備の無いように提出すること。

- ・申請手続きについて(<http://www.icdjc.jp/sinsei.html>)
- ・申請手順(<http://www.icdjc.jp/tejun.html>)
- ・審査・認定について(<http://www.icdjc.jp/sinsa.html>)

手順2【本学会の事務局】

本学会の会員として登録されており、未納分の年会費が無いかを確認。

手順3【本学会の理事長・ICD制度協議会担当理事】

提出期間内に届いた申請書類がICDに相応しい内容であるかを確認。

ICD制度協議会へ推薦するに値する内容であった場合、ICD認定申請書-4(所属学会の推薦状)に理事長の署名・押印し、他の申請書類と合わせて、ICD制度協議会事務局へ提出。

手順4【ICD制度協議会事務局】

本学会から提出された申請書類の審査を行い、ICD制度協議会事務局から申請者本人へ認定の合否判定の結果を知らせる。

以下の点を必ず確認してから、本学会へ申請書類を提出してください。

1. 各提出書類内の各項目に記入漏れが無いか。
2. 各提出書類内の押印箇所の押印忘れが無いか。
3. ICD制度協議会の主催する講習会または厚生労働省の委託による院内感染症対策講習会への参加実績が3回(45点)以上あることが証明できる参加証明証コピーを添付しているか。
4. 医師免許証または学位記のコピーを同封したか。
5. 申請料振込受領証のコピーを同封したか。
6. 本学会の会費が未納ではないか。
7. レターパックプラス、簡易書留など、自身で追跡が可能な郵送方法で提出しているか。
8. 同施設内で複数の申請者がいた場合でも1名あたり1通ずつ提出しているか。

申請書類提出先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター

一般社団法人 日本性感染症学会

理事長およびICD制度協議会担当理事 宛

A4用紙サイズが封緘可能な封筒を利用し、『※ICD申請書類 在中』と付記してください。